

(一般) (財団) 自賠償保険・共済紛争処理機構

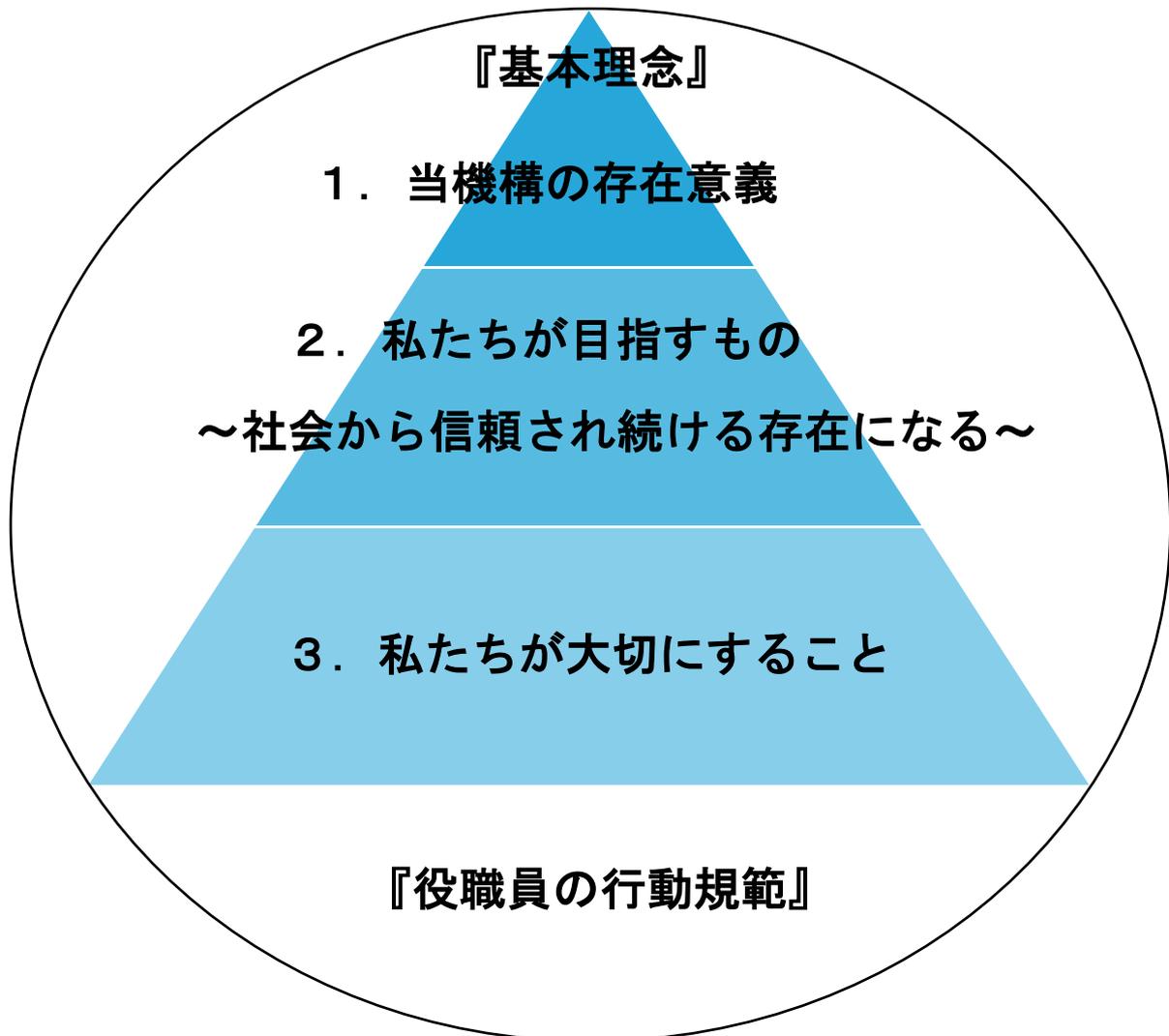
基本理念

役職員の行動規範

目次

『基本理念』と『役職員の行動規範』の関係図.....	1
基本理念.....	2
1. 当機構の存在意義	
2. 私たちが目指すもの ～社会から信頼され続ける存在になる～	
3. 私たちが大切にすること	
役職員の行動規範.....	3
1. 法令等の遵守	
2. 良識ある誠実な行動	
3. 円滑なコミュニケーション	
4. 能力向上	
5. 課題解決に向けた取組	
6. 情報の厳格な管理	
7. 適時・適切な情報の開示・発信	

『基本理念』と『役職員の行動規範』の関係図



『基本理念』とは

当機構のあらゆる活動の指針であり、役職員が業務を遂行するに当たって常に維持する基本的姿勢。

『役職員の行動規範』とは

役職員が『基本理念』を実践していく上で遵守しなければならない規範であり、役職員が日々の業務を遂行する際にその行動のよりどころとなるもの。

(注) 『基本理念』および『役職員の行動規範』の対象者は常勤役職員

基本理念

1. 当機構の存在意義

当機構は、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき国に指定された「指定紛争処理機関」です。自賠責保険金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決によって、自動車事故被害者の保護を図ることを使命としています。

2. 私たちが目指すもの

～社会から信頼され続ける存在になる～

私たち役職員（以下単に「私たち」）は、「指定紛争処理機関」の一員であることを自覚し、一人ひとりが世の中のため、社会のために役に立つ仕事をしているというプライドを持ち、当機構が社会から信頼され続ける存在になることを目指します。

3. 私たちが大切にすること

私たちは、公正・誠実に業務を行います。

私たちは、業務品質の維持・向上に努めます。

私たちは、自分たちの取組を社会に向けて発信します。

私たちは、働きがいがあり、働きやすい職場環境を作ります。

私たちは、一人ひとりが成長を続けます。

役職員の行動規範

私たちは、『基本理念』を実践するため、次の七つの基本的なことに立ち返って行動します。

1. 法令等の遵守

私たちは、自賠法を始めとする法令および定款や紛争処理業務規程など、当機構の諸規則・ルールを遵守します。

2. 良識ある誠実な行動

私たちは、良識に従い、倫理観および節度を持って、誠実に業務を遂行します。

3. 円滑なコミュニケーション

私たちは、お互いに信頼して協力し合い、助け合い、円滑にコミュニケーションを取りながら業務を遂行します。ハラスメントのない職場を作ります。

4. 能力向上

私たちは、自己研鑽に一層励み、また、お互いに教え合いながら相互の能力の向上に努めます。持てる能力を最大限に発揮し、業務の遂行に最善を尽くします。

5. 課題解決に向けた取組

私たちは、常に向上心を持って組織の課題と向き合い、前例にとらわれずに改善策を講じることによって、課題解決に努めます。

6. 情報の厳格な管理

私たちは、当機構が保有する個人情報などの機密情報はもちろんのこと、業務において知り得た情報や保有する情報の全てを、法令等に従って厳格に管理します。

7. 適時・適切な情報の開示・発信

私たちは、様々な関係者*と円滑なコミュニケーションを取り、業務情報を必要な範囲で適時・適切に開示・発信します。

* 関係者

自動車事故当事者、法曹、医療機関、学会、自賠責関係機関（保険会社・共済組合等）、行政機関など

(一般財団) 自賠責保険・共済紛争処理機構
令和6年12月2日制定